

令和4年度二宮町防災会議次第

日 時：令和4年7月12日（火）
10時00分から

場 所：二宮町町民センター 2A クラブ室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 二宮町地域防災計画の改定について・・・・・・・・・・資料1
(ハザードマップの改定含む)
- (2) 令和4年度二宮町総合防災訓練について・・・・・・・・・・資料2
- (3) その他（二宮町防災情報アプリ「ハザードン」について）
(各関係機関の取り組みについて)

4 閉 会

二宮町防災会議出席者名簿

	職名等	氏名	役職名・出席者氏名 (代理出席含む)	随行者名
1	会 長	ムラタ クニヨ 村田 邦子	同左	
2	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政業務管理官	ハラ ユウジ 原 裕二	同左	
3	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長	フルタ マサシ 古田 正志	同左	
4	湘南地域県政総合センター所長	タケムラ ヨシヲ 竹村 洋治郎	同左	
5	平塚土木事務所長	フジサキ シンジロウ 藤崎 伸二郎	同左	
6	平塚保健福祉事務所長	カガキ タカシ 長岡 正	企画調整課長 伊倉 ムミ 一倉 由美子	
7	企業庁平塚水道営業所長	カガシ カツミ 永吉 克己	副所長 脇 正彦 マサヒコ	
8	大磯警察署長	カナリ ケンイチ 金成 賢一	警備課長 金子島 拓也 ネジマ タカヤ	
9	二宮町副町長	ワタベ ヤスシ 渡邊 康司	同左	
10	二宮町総務部長	タナベ ヤスヒロ 田嶋 康宏	同左	
11	二宮町教育長	モリ ヒロオ 森 英夫	同左	
12	二宮町消防長	オグラ アツシ 小椋 淳喜	同左	
13	二宮町消防団長	ワタベ ツネフミ 渡邊 恒文	同左	
14	東日本電信電話(株)神奈川西支店	マキノ ケンタ 牧野 元拓	設備部長 三宮 弘行 ニミヤ ヒロユキ	
15	東日本旅客鉄道(株)国府津駅長	ミヤノ トヨ 宮里 豊	同左	
16	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所	カガキ ジン 岡本 淳	副所長 谷 秀樹 タニ ヒデキ	
17	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	ヤマグチ ツシ 山口 剛	同左	次長 内藤 千春 ナイノウ チハル
18	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	ナカノ ヒロノリ 中嶋 秀和	同左	
19	日本郵便(株) 二宮郵便局長	スズキ ケイスケ 鈴木 圭介	同左	
20	二宮町地区長連絡協議会長	アベ マサアキ 阿部 正昭	同左	
21	小田原ガス(株)取締役社長	ハラ マサキ 原 正樹	チームリーダー 長崎 行秀 ナガサキ ナリヒデ	
22	中郡医師会二宮班長	ハヤシ カズヨシ 林 和義	欠席	
23	陸上自衛隊第4施設群長	ホンダ ケンジ 本多 健二	土木幹部 長島 将貴 ナガシマ マサキ	土木陸曹 島田 貴正 シマダ タカサ
24	二宮建設協力会長	タカミ マツヲ 高宮 松蔵	同左	

令和 3 年度二宮町地域防災計画の修正概要

【改定について】

近年、災害対策基本法・水防法・土砂災害防止法等の関係各法等が改定されている他、南海トラフ地震に関する情報等を踏まえ「神奈川県地域防災計画」が修正されていること等を受け、改定を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等の新たな要素への対応を行うこととするものです。

【改定（修正）案に向けた意見聴取について】

意見聴取対象	期間
一般（パブリックコメント）	R4. 1. 4 ～ R4. 2. 3
町防災会議委員及び神奈川県	R3. 12. 20 ～ R4. 1. 28

【主な修正内容】

①災害対策基本法及び関連する法律の改定に伴う修正

- ・「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴い、避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化（災害対策基本法改定）
- ・要配慮者の円滑かつ迅速な避難を目的とした、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを受け、これに取り組むことを明記（災害対策基本法改定）
- ・社会福祉施設等の要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を目的とし、必要な訓練等に関する避難確保計画の作成等が義務化されたことを明記（土砂災害防止法）
- ・風水害の被害予測において、想定災害規模の降雨に基づく洪水浸水想定区域が指定されたことに伴う被害想定を明記（水防法改定）

②神奈川県地域防災計画の修正に伴う修正

- ・令和 2 年 3 月に改定された「神奈川県地域防災計画」の方針を受け、市町村として取り組むべき事項等を反映
- ・用語及び語句の修正
- ・組織及び所管部署名、役割等の修正 など

③新たな要素に基づく見直し

- ・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を明記
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正
- ・正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進を明記
- ・要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成等、避難所運営における配慮の必要性を明記
- ・適切に管理されていない空家等に対し、緊急時の安全を確保するための措置等を明記

【総則に関する修正概要】

章節	章名・節名	修正概要
第1章	計画の策定方針	
1-1	計画の目的	①改定主旨等の修正等
1-4	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	②組織及び所管部署名、役割等の修正
第2章	二宮町の自然的・社会的条件	
2-1	自然的条件	※年次更新に伴うデータ更新
2-2	社会的条件	※年次更新に伴うデータ更新

※修正がない章・節及び用語の修正のみに関するものについては割愛

【地震被害対策編に関する修正概要】

章節	章名・節名	修正概要
第1章	地震被害の想定	
第2章	都市の安全性の向上	
前文		③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に関する記述を修正
2-1	計画的な土地利用と市街地整備の推進	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
2-4	津波対策	①文言修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記
2-5	がけ崩れ対策等の推進	①文言修正 ②県計画の表現に合わせた修正
2-6	ライフラインの安全対策	②県計画の表現に合わせた修正
第3章	災害応急対策計画	
3-1	災害時情報の収集・提供体制の拡充	②県計画の表現に合わせた修正
3-2	災害対策本部等組織体制の拡充	②県計画の表現に合わせた修正
3-3	救助・救急、消火活動体制の拡充	※タイトル名修正
3-5	避難対策	①法改定に伴う避難確保計画等の作成に関する記述を追記 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記 ③避難所運営における配慮の必要性を追記
3-7	要配慮者等に対する対策	※タイトル名修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記
3-8	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-9	医療・救護・防疫対策	③広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を追記
3-10	文教対策	③教育機関との連携等に関する方針を追記
3-11	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	③東海地震から南海トラフ地震へと表記を修正
3-13	ライフラインの応急復旧対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-14	産業廃棄物等の処理対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-15	広域応援体制等の拡充	②広域応援活動拠点の更新
3-16	自主防災活動の拡充強化	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-18	防災知識の普及	②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③東海地震から南海トラフ地震へと表記を修正 ③正常性バイアス等、防災教育の推進に関する方針を追記
3-19	防災訓練の実施	③広域避難に関する方針を追記

※修正がない章・節及び用語の修正のみに関するものについては割愛

章節	章名・節名	修正概要
第4章	災害応急活動計画	
前文		②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-1	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③南海トラフ地震に関する地震情報の伝達基準を追記
4-3	避難所の設置・運営	①避難指示への一本化を踏まえ表現を修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-4	保健衛生、防疫、遺体対応等に関する活動	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-8	警備・救助体制	③東海地震から南海トラフ地震へと表記を修正
4-9	ライフラインの応急復旧活動	②県計画の表現に合わせた修正 ③災害時の空家対策に関する方針を追記
4-10	災害廃棄物等の処理体制	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-11	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-12	広域的応援体制	②県計画の表現に合わせた修正
4-14	災害救助法関係	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-15	二次災害の防止活動	②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③災害時の空家対策に関する方針を追記
4-16	津波対策	①避難指示への一本化を踏まえ表現を修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正
第5章	復旧・復興計画	
5-1	復興体制の整備	②県計画の表現に合わせた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記
5-2	復興対策の実施	②県計画の表現に合わせた修正
5-5	都市基盤施設等の復興対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
5-6	生活再建支援	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
5-7	地域経済復興支援	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
第6章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
章全体		※「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、項目全体を見直し
6-1	基本方針	③以下の項目について明記 ・「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表内容 ・「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
6-2	防災対応	③以下の項目について明記 (1) 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象 (2) 異常な現象に伴う防災対応 ・ 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応 ・ 臨時情報に対応した防災体制 (3) 住民の防災対策 ・ 日頃からの地震への備えの周知啓発等 ・ 津波からの避難対策 ・ 土砂災害等に対する防災対応 ・ 事前避難 ・ 関係機関がとるべき措置

※修正がない章・節及び用語の修正のみに関するものについては割愛

【風水害等被害対策編に関する修正概要】

章節	章名・節名	修正概要
第1章	風水害等被害の想定	
1-2	災害想定	※年次更新に伴うデータ更新
第2章	災害に強いまちづくり	
2-3	治水対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
2-6	土砂災害対策	①避難指示への一本化を踏まえ表現を修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正
2-8	ライフラインの安全対策	②県計画の見直し方針に合わせて修正
第3章	災害時応急活動事前対策の充実	
3-1	災害時情報の収集・提供体制の拡充	②県計画の見直し方針に合わせて修正
3-2	災害対策本部等組織体制の拡充	②県計画の見直し方針に合わせて修正
3-3	救助・救急、消火活動体制の拡充	※タイトル名修正
3-5	避難対策	①法改定に伴う避難確保計画等の作成に関する記述を追記 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記 ③避難所運営における配慮の必要性を追記
3-7	要配慮者等に対する対策	※タイトル名修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記
3-8	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-9	医療・救護・防疫対策	③広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を追記
3-10	文教対策	③教育機関との連携等に関する方針を追記
3-13	災害廃棄物等の処理対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-14	広域応援体制等の拡充	②広域応援活動拠点の更新
3-15	自主防災活動の拡充強化	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
3-17	防災知識の普及	②県計画の見直し方針を踏まえた修正 ③正常性バイアス等、防災教育の推進に関する方針を追記
3-18	避難訓練	③広域避難に関する方針を追記
3-19	災害救助実施体制の充実	②県計画の見直し方針を踏まえ、新たに項目追加
第4章	災害時の応急活動計画	
4-1	災害発生直前の対策	※年次更新に伴うデータ更新 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-4	避難対策	※県計画の順序を踏まえ項目順の入れ替え ①避難指示への一本化を踏まえ表現を修正 ②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-10	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	②県計画の表現に合わせた修正
4-12	ライフラインの応急復旧活動	②県計画の表現に合わせた修正
4-13	災害廃棄物等の処理体制	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
4-14	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	②県計画の表現に合わせた修正
4-15	広域的応援体制	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
第5章	災害時の応急活動計画	
5-1	復興体制の整備	②県計画の表現に合わせた修正 ③新型コロナウイルス感染症等への対策を追記
5-2	復興対策の実施	②県計画の表現に合わせた修正
5-4	都市基盤施設等の復興対策	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
5-6	生活再建支援	②県計画の見直し方針を踏まえた修正
5-7	地域経済復興支援	②県計画の見直し方針を踏まえた修正

※修正がない章・節及び用語の修正のみに関するものについては割愛

令和4年度二宮町総合防災訓練
安否確認訓練及び情報伝達訓練実施計画

1 目的

大規模地震発生時による初動体制の強化及び検証の実施。また、町と自主防災組織、防災関係者が一体となった訓練を実施することにより防災体制の確立及び防災意識の高揚を図り、併せて各地区の安否確認を中心とする訓練の実施によりさらなる共助の強化を図ることを目的とする。

2 訓練の名称 令和4年度 二宮町総合防災訓練

3 実施日時 令和4年9月4日（日） 地震発災 午前8時00分

4 訓練会場 二宮町全域

二宮町役場・災害時地区本部・広域避難所など

5 訓練内容

- (1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）
- (2) 災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）
- (3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市住民）

6 想定（参考資料「神奈川県地震被害想定調査報告書」）

令和4年9月4日（日）午前8時00分、二宮町は神奈川県近海を震源とする震度6弱の強い地震に見舞われた。この地震によって建物の倒壊が発生する中、相模湾一帯に大津波警報が発令された。

(1) 訓練地震規模

○震度6弱

○津波発生 二宮町5m 最大津波到達時間約5分

・避難訓練は、津波ハザードマップ（令和3年10月作成）の浸水想定をもとに訓練を実施する。

(2) 訓練被害規模（神奈川県被害想定調査報告書による想定値を準用）

○建物被害 全壊10棟 半壊270棟 火災件数5件 焼失棟数1棟

○人的被害 死者0人 負傷者110人（うち軽症者60人、中等症者50人）

○人的被害 死者0人 負傷者110人（うち軽症者60人、中等症者50人）

○土砂崩れ、液状化の被害なし。津波による浸水被害なし。

○電気23,390軒停電、ガス1,740戸供給停止（都市ガス）、通信回線10,070回線不通。上下水道においては、上水80人断水、下水440人機能支障。

7 参加予定機関（調整中）

二宮町	二宮町地区長連絡協議会	二宮町議会
中郡医師会二宮班	二宮町教育委員会	二宮町消防本部・消防署
二宮町消防団	大磯警察署	陸上自衛隊第4施設群(予定)

8 訓練実施項目

(1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	J-アラートによる「緊急地震速報」受信により、防災行政無線により住民に対して地震発生到来内容を放送し、住民への情報伝達を行う。緊急速報メール、ツイッターも併せて活用する。 また消防署による災害状況確認、海面監視、避難広報を実施。	消防署 消防団 町職員
危険回避訓練 （シェイクアウト訓練）	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。 （安全確保行動）	全体
安否確認情報収集訓練	安否情報確認システムを活用して、町職員、町議会議員、中郡医師会二宮班員、地区長（自主防災組織）に対し安否確認を行い、更に災害時地区本部の立ち上げ要請を行う。	町議会議員 中郡医師会二宮班 地区長（自主防災組織） 町職員
広域避難所開設準備訓練	広域避難所開設準備（発電機作動確認）及び被害状況等を取りまとめ、防災行政無線（同報系）にて災害対策本部へ情報伝達を行う。また、災害時特設公衆電話の設置訓練を行う。 災害情報共有システム「タイムライン」を活用し、災害対策本部へ情報伝達を行う。	広域避難所配備職員 ※町職員（避難所予備要員） ※各課班長級以下の職員を2名から3名を対象に訓練参加し、広域避難所に配備されている資機材等の確認をする。

(2) 災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
危険回避訓練 （シェイクアウト訓練）	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。火の元確認。建物の損壊状況、ガスの元栓確認。自宅のブレーカーを降ろすことにより通電火災の防止策をとる。	全体
安否確認訓練 避難行動要支援者	各地区は災害時地区本部を拠点に、地区で決定している方法と名簿で安否確認訓練を行う（安否確認は、確認情報の統一化を推進している）。避難行動要支援者に対する連携訓練を行う。	自主防災組織 住民
情報伝達収集訓練	地区内における被害状況の情報収集を行う。防災行政無線（移動系）を活用し、災害対策本部と情報受伝達訓練を行う	自主防災組織

(3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市民）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	Jアラートによる「大津波警報」広報。消防署による海面監視、避難広報を実施。緊急速報メールで伝達。	消防署
避難訓練	川匂地区（通川匂）、茶屋地区、梅沢地区住民及び海浜利用者は、津波災害指定避難場所、もしくは高台に避難する。避難経路の確認。	川匂地区（通川匂） 茶屋地区 梅沢地区 （津波浸水想定区域）
避難誘導	自ら避難できる体制を確保しつつ、津波に対する避難者の安全確保を図る。	消防署 大磯警察署

9 その他

○当日訓練中止の場合は次のとおりとして、中止決定は当日6時30分とする。

関係機関には防災安全課より電話により連絡を行い、町民には防災行政無線で周知する。(中止による放送時間、7時30分)

当日の訓練実施に関する問い合わせは、防災安全課(71-3319(直通))又は消防署で対応。(72-0015(代表))

(ア) 県内もしくは二宮町内に、防災気象情報における警報又は災害が発生する恐れがある気象状況が認められる場合。

(イ) 雨天により訓練参加者の安全確保が困難な場合。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症蔓延状況による感染予防対策が困難な場合

(エ) その他、訓練を実施することが困難と認める場合。

○津波対策訓練対象地区は、通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区とします。

○防災行政無線による情報受伝達訓練は、防災行政無線(以下移動系無線)配備済20地区から報告する。なお、釜野は釜野児童館から報告、川勾は入川勾老人憩いの家に配備する移動系無線を活用し報告する。また越地 JR 南側は越地児童館に報告する。

10 近年の二宮町総合防災訓練実施結果一覧

年 度	地区名	会 場
平成 29 年度	元町北・元町南・富士見 1・富士見 2・富士見 3・松根	花の丘公園多目的広場
平成 30 年度	一色・緑が丘・中里	二宮高校
令和元年度	百合が丘 1, 2, 3	一色小学校
令和 2 年度	町内全域:新型コロナウイルス蔓延防止のため、安否確認訓練及び情報伝達訓練を実施	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所
令和 3 年度	町内全域:新型コロナウイルス蔓延防止のため、安否確認訓練及び情報伝達訓練を実施 ※新型コロナウイルス蔓延により緊急事態宣言発令のため、訓練中止	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所 旧国立小児病院跡地仮設こどもの広場

※令和 4 年度以降はコロナ禍の状況も踏まえ、主要会場を設けず各地区で自主防災訓練を実施

令和4年度

二宮町総合防災訓練

今年の総合防災訓練は、神奈川県近海を震源とする震度6弱の強い地震に見舞われ、建物の倒壊、相模湾一帯に大津波警報が発令されたという想定で実施します。

〇シェイクアウト訓練〇

発災時は自らの身は自分で守る“自助”が非常に重要です。
無線放送が聞こえたら**安全確保行動**を実践しましょう！



9月4日(日)8:00

地震発生

HAZARD ON 避難所情報や防災行政無線情報が取得できる災害情報配信アプリ「ハザードン」の運用を開始しました。

本訓練時には実災害時と同じように避難所の開設状況や混雑状況が確認できるように配信します。



詳細はこちら！



〇津波避難訓練〇※沿岸居住の方

震源地が近い場合、**津波**は地震発生から**数分**で到達します。発災後に**避難**が速やかに行えるよう

避難経路や
避難場所を
確認しましょう！



8:05

8:10

9:00

〇情報受伝達訓練〇

訓練に伴って**災害時地区本部**が開設されます。地区本部では、収集した**安否確認情報と被害状況**を集約し、町に無線で**報告**する訓練を行います。



〇安否確認訓練〇

地震が収まったら地区に**安否**を伝えましょう。地区が安否確認で地域を巡回しますので、玄関先で**黄色いハンカチ**を掲げるなど、各地区で決められた安否伝達の方法を実践しましょう！



～注意～

- 訓練の開始に伴い、防災行政無線から緊急地震速報などが流れます。実際の災害とお間違いのないようご注意ください。
- 県内で警報や災害が発生する恐れがある場合などは訓練を中止とし、当日の午前7時30分に防災行政無線でお知らせいたします。
- 町内・隣接市町にいる方の携帯電話・スマートフォンが一斉に鳴動し、エリアメール・緊急速報メールが届きます。マナーモードでも鳴動しますので、不都合がある場合は電源を切るようお願いします。

防災情報
メール

防災行政無線の内容や気象情報が携帯に届きます。
右の二次元コードから空メールを送信し、登録しましょう。



防災行政無線
専用ダイヤル

☎0463-72-0039

防災行政無線の内容を
電話でもお伝えしています。



○二宮町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号
平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

参考資料

二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、二宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認めるものうちから町長が任命する者

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町防災会議の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴及び人数の制限等)

第3条 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。

(会議録)

第5条 会議録は、要旨をまとめて公開する。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関に所属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。